

平成26年度
第11回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成27年2月10日開会

高松市農業委員会

平成26年度第11回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成27年2月10日（火）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 19人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 木村 保夫
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 冨本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 19番 藤原 正雄
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 1人

- 16番 原田 和幸

農業委員会事務局出席者

- 農政課長 川西 好春
- 農地係長 多田 利浩
- 主任主事 稲井 稔
- 主任主事 豊島 俊治
- 主任主事 藤井 照彦
- 主任主事 穴吹 一雄
- 主任主事 寺井 康弘

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第9号 非農地証明願について
- 議案第10号 贈与税の納税猶予に係る適格者証明願について
- 議案第11号 みどり豊かであらうおいのある県土づくり条例第18条第1項の
規定による開発計画に対する意見について
- 議案第12号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意
見について
- 報 告 農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農
業委員会会長許可専決処分について

議 長(農地部会長) ただ今から平成26年度第11回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

ただ今の出席委員は18人で、部会は成立しております。なお、欠席委員は原田委員、上砂委員は、遅れて出席するとの連絡を受けております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は3番田井委員、4番上砂委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について御説明します。

農地法第18条第1項では、都道府県知事の許可を受けなければ、農地の賃貸借の解除、解約の申し入れ等ができないと規定されています。また、同条第2項では、賃借人が信義に反する行為をした場合、その他正当な事由がある場合でなければ、前項の許可はできないとされています。

まず1番は、残存小作地の賃借人等が少なくとも35年以上前から耕作しておらず、また、小作料の支払いも受けていないことから賃借人から契約解除の申請に及んだものです。

申請者の申述によると、戦後、当時の賃借人の長男から借金の申入れがあり、小作権を担保とする条件で金銭を貸し付け、それ以後は賃借人側で耕作を行うようになったということです。

聴取りの中で、申請者宅に保管されている昭和10年当時の小作権を担保とする賃借人本人の借用書が提示されました。ただし、借用書と申請者の「戦後、当時の賃借人の長男」という申述とは時期と借入者が異なりますが、金銭の貸付けにより賃借人側が、現在まで耕作を行うようになったという状況は事実であると思われまます。

また、最終的に合意解約書の作成に至らなかったものの、平成7年以降、2度にわたり当事者間において、解約手続きが行われたことから、賃借人側も小作地は返還しているものと認識しており、申請者の申述のとおり、賃借人側の合意の下、実質的に返還されていたと考えられます。

したがって、平成19年に小作地を相続した賃借人からの小作地として耕作したいという要求を受け入れず、小作料の支払いも求めなかったものであり、昭和40年代以降は賃借人側が耕作していないこととともに、小作料を支払っていないことも事実であると思

われます。

平成23年2月2日付けで貸貸人から農地法第18条第1項の規定による許可申請書が提出された後、同年12月及び24年6月の2度にわたり聞取り実施の通知を行ったにもかかわらず、賃借人はいずれにも出席せず、農業委員会の聞取りに応じないまま現在に至っており、賃借人には貸貸借の解除に対する見解を述べる意思がないものと判断されることから、このまま貸貸借を存続させる必要はないと考えられるため、貸貸借を解除し終了させるのはやむを得ないと客観的に認められます。

次に2番は、相続により取得した土地を調査したところ、平成3年に先代が関係者間で同意した協定書に基づき、小作地である土地の一部について第三者に転貸し、無断で建物を建築し宅地として使用していることが判明し、小作料については継続支払いの状況があるものの貸貸人から契約解除の申請に及んだものです。

申請者の申述及び調査から小作地の一部については農地法の許可を得ないで転貸し、かつ、宅地として利用されているのは事実であり、申請者と無断転用者間で適法な処理に向け協議したものの調整がつかず、本申請に至ったものです。

農地法の許可を受けないでした農地の貸借及び転用は、その効力を生じないと定められており、したがって平成3年に締結した協定書に基づく行為は農地法を遵守しておらず、農地法第18条第2項第1項で規定する賃借人が信義に違反した場合に該当し、過去の農事調停から貸貸人が農地の一部について無断転貸及び転用を理由に解除を求めた場合、特別の事情のない限り、全部について解除し得るという判例もあるため、貸貸借を解除し終了させるのはやむを得ないと客観的に認められます。

以上、議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について、御審議頂きますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は香川県に進達することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は申請のとおり進達することに決定いたしました。

(上砂委員入室)

次に、議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書2ページをお開きください。

1番は、賃借人が労力不足のため残存小作による貸貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

2番と3ページの3番も、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

4番は、残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は貸付地の一部無償譲渡です。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権11番に関連しています。

5番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

6番と7番は、県農地機構に貸し付けるために農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

議案書4ページをお開きください。

8番から12番までは、賃借人が労力不足のため農地法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

13番は、賃借人を変更するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

議案書5ページをお開きください。

14番は、賃借人が農地を弟夫婦に贈与するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権14番に関連しています。

15番は、賃借人が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。農地法第5条第1項の規定による許可申請24番に関連しています。

16番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

17番は、市が買収予定のため農地法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

18番と19番は、農地中間管理事業を活用したものの、事業区域外の農業振興地域外農地と判明したため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

20番は、賃借人が転用するため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。農地法第5条第1項の規定による許可申請26番に関連しています。

21番も、賃借人が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。農地法第5条第1項の規定による許可申請27番に関連しています。

議案書6ページをお開きください。

22番は、賃借人が耕作するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

23番は、18番・19番と同様に農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約す

るもので、離作補償は有りません。

24番は、賃貸人が耕作するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

25番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書7ページをお開きください。

1番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請2番に関連しています。

2番は、貸人が耕作するため返還を受けたものです。

3番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請10番に関連しています。

4番は、借人変更のため返還を受けたものです。

5番は、貸人が利用権設定するため返還を受けたものです。

以上、議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について25件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について5件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して片山委員より御説明をお願いいたします。

片山委員 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

今回の特別現地調査委員は、高砂部会長を始め田井委員、上砂委員と私、片山の4名でした。それでは、別紙の農地法第4条第1項の規定による許可申請特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市林出張所南東500メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、周辺は教育施設や商業施設が整い、分譲住宅や共同住宅により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立弦打小学校南850メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道檀紙・鶴市線に約500メートルと近く、東、西及び北側が高松市道に接しており、分譲住宅や共同住宅により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案2件であります。許可相当の判断をいただききました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議頂きますよう、よろしく申し上げます。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書8ページをお開きください。

1番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和55年10月に建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が304.01平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、サンフラワー通りに近く交通の利便性が良く、周辺は商業施設が整い入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、発電出力49.4キロワット、パネル1枚の面積約1.64平方メートルを208枚、7基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系申込書も受理されて転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを192枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系申込書も受理されて転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

7番も、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを208枚、8基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系申込書も受理されて転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9ページをお開きください。

9番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、国道11号線高松東道路に近接し交通の利便性が良く、周辺は商業施設や事業所が多く入居が見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、車庫建築のための宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和48年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が299.41平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道円座・香南線に面し、バスの停留所前でもあり市内中心部への交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅や共同住宅で宅地化が進み住環境の良い地域にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が200.67平方メートル有ります。

12番は、家財道具を収納する倉庫を建築するため非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は宅地に隣接する申請地しか土地を所有しておらず、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が238.60平方メートル有ります。

13番は、香川県が施工する河川改修事業により立退きとなる申請者が代替地に農家住宅を建築することに伴う工事用進入路用地として、平成27年3月10日から30年3月9日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、工事用進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、住宅建築後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定

による許可申請19番と関連しています。

14番は、道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、耕作及び近隣住民の生活の利便性を向上させるためのもので、現在、市道認定も受けていることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年ごろから道路として利用中ですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

10ページをお開きください。

16番は、物置用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和60年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

17番は、発電出力100キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを495枚、3基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地以外は谷に位置し日照が十分得られず工事も困難であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系申込書も受理されて転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について15件であります。許可相当の御判断をいただききました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書11ページをお開きください。

1番は、平成26年12月15日付けで賃貸共同住宅用地として転用申請していましたが、転用計画を見直すことになったため取下願が提出されたものです。

2番は、平成26年3月20日付けで貸店舗用地として転用申請していましたが、転用計画を廃止したため取下願が提出されたものです。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して片山委員より御説明をお願いいたします。

片山委員 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

別紙の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案書をお開きください。

1番の申請地は、高松市立龍雲中学校南東750メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、周辺は教育施設や商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在り、自社の関連会社が開発分譲中の住宅団地に接続するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が62.44平方メートル有ります。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松琴平電気鉄道長尾線木太東口駅南東450メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は用途地域に隣接し、また、市道に面し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等に

より宅地化が進み閑静で住環境の良い地域にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が824.89平方メートル有ります。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松中央インターチェンジ北150メートルに在り、発電出力250キロワット、パネル1枚の面積約1.60平方メートルを1,176枚、12基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、新たに売電事業を行う法人を設立し、経営の安定を図ろうとするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年12月1日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市立三溪小学校東500メートルに在り、土木工事・貨物運送の受注が増え、既存の資材置場では手狭となり、新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、本社から270メートルと近く利便性に優れ、5戸以上の集落に接続して設置される業務上必要な施設で、不許可の例外に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2ページをお開きください。

5番の申請地は、高松市山田支所南500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は用途地域に近接し、県道三木・国分寺線にも近く交通の利便性が良く、住宅団地にも隣接し、閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案5件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。なお、30番については、藤原委員に関する案件で、議事参与の制限に該当しますので藤原委員に退室をお願いいたします。また、皆様には、他の案件に先立ち本件の御審議をお願いいたします。

それでは事務局による藤原委員の退室誘導をお願いします。

(藤原委員 午後2時55分退室)

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申し上げます。

まず、部会長の発言のとおり、30番について御説明申し上げます。

議案書17ページをお開きください。

30番は、転用者は4月の統一地方選挙に立候補の予定であり、選挙事務所の駐車場が不足することから、露天駐車場用地として平成27年3月15日から同年4月30日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、選挙事務所に隣接し、関係者の出入りがし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、一時転用後の農地復元が確実と認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、30番であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号の30番については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号の30番については、許可相当

とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。それでは、事務局による藤原委員の入室誘導をお願いします。

(藤原委員 午後2時59分入室)

引き続きまして、30番以外について、事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案書12ページをお開きください。

1番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、事業所の来客用駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成17年8月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し周辺は宅地化が進んだ地域に在り、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地 及び 発電出力10.2キロワット、パネル1枚の面積約1.60平方メートルを40枚、3基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が58.56平方メートル有ります。

6番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は

所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

13ページをお開きください。

7番は、琴電木太東口駅から50メートルに位置し、通勤者、近隣住民等への露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成2年ごろに一部造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番は、母と祖父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、県道塩江・屋島西線に接し周辺は宅地化の進んだ地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、琴電高田駅から300メートルと近く、周辺は宅地化が進んだ地域で需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14ページをお開きください。

11番は、義父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、転用面積が500平方メートルを超えていますが、住宅敷地として利用できない進入路が85.28平方メートル有り、利用率も問題有りません。

12番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が58.78

平方メートル有ります。

14番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

15ページをお開きください。

16番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、他の事業者が開発した分譲住宅用地に隣接し、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域に在り、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、老人福祉施設送迎車両の駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、利用者の増加により既存の貸店舗が手狭となったため、貸店舗拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存の店舗を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,060.05平方メートル有ります。

19番は、河川改修に伴い住宅が収用され、新たに整備される河川管理道沿いに移転する予定ですが、まだ河川管理道が完成していないため、住宅建築の工事用車両の進入路用地として平成27年3月10日から30年3月9日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅建築のための進入路であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、一時転用後の農地復元が確実と認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条第1項の規定による許可申請13番に関連しています。

20番は、河川改修に伴い住宅が収用されることになったため、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅の隣接地に移転するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。収用残地の併用宅地が387.20平方メートルあります。

なお、併用宅地と合わせて500平方メートルを超えていますが、隣接に農地は無く、超過面積が168.20平方メートルで、農業上利用しがたい過小残地であり、問題は有りません。

16ページをお開きください。

21番は、経営者の自宅を会社事務所として利用していますが、住宅敷地内に駐車スペースが取れないことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、会社事務所に隣接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

22番は、転勤で帰郷することになり、市内で居住するために非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、周辺は宅地化が進んだ地域に在り、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

23番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道にも近く、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成5年9月に造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

24番は、祖父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、周辺は宅地化の進んだ地域に在ることから、転用理由と農地区分については

適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知15番に関連しています。

25番は、夫所有の農地を借り受けて、発電出力59.4キロワット、パネル1枚の面積約1.64平方メートルを240枚、10基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

26番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知20番に関連しています。

17ページをお開きください。

27番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知21番に関連しています。

29番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者が経営する賃貸共同住宅に隣接し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が55.58平方メートル有ります。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、30番を除く24件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権について御説明申しあげます。

議案書18ページをお開きください。

1番は、遺贈により取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、譲渡人が農業を廃止することから経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

3番は、新規営農を希望する譲受人の希望により譲り渡すもので、取得後は野菜を作付けするものです。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請貸借権等3番が同時に申請されており要件を満たします。

4番は、相続財産管理人が選任されている農地を、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は花卉、野菜等を栽培するものです。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請貸借権等4番が同時に申請されており要件を満たします。

5番及び次ページ6番は、新規営農を希望する譲受人の希望により譲り渡すもので、取得後は野菜を作付けするものです。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請貸借権等5番が同時に申請されており要件を満たします。

7番は、農業後継者である子へ部分贈与するもので、取得後も引き続き野菜を作付けするものです。

8番は、小作人が小作地を譲り受けるもので、取得後も引き続き水稻を栽培するものです。

議案書20ページをお開きください。

9番は、農業後継者である子へ一括贈与するもので、取得後も引き続き水稻・野菜を作付けするものです。

議案書21ページをお開きください。

10番は、譲渡人が耕作不便であるため、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡す

もので、取得後はオリーブ・ミカンを栽培するものです。

11番は、小作人が離作補償として譲り受けるもので、取得後も引き続き水稻を栽培するものです。農地法第18条第6項の規定による通知4番に関連しています。

12番は、譲渡人が分家独立している者へ贈与するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

13番は、譲渡人が労働力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ贈与するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

14番は、譲渡人が分家独立している者へ贈与するもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知14番に関連しています。

15番は、譲渡人が労働力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

議案書22ページをお開きください。

16番も、譲渡人が高齢化により経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

17番も、譲渡人が労働力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はミカンを栽培するものです。

18番は、新規営農を希望する譲受人の希望により譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

19番も、新規営農を希望する譲受人の希望により譲り渡すもので、取得後は野菜・麦を栽培するものです。

20番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、貸借権等について御説明申しあげます。

議案書23ページをお開きください。

1番は、経営移譲年金受給のため後継者へ使用貸借による権利を10年間再設定するもので、引き続き水稻を作付けするものです。

2番は、農業後継者が、祖父から使用貸借により10年間借り受けて温室栽培によるミニトマトを栽培するものです。

なお、下限面積については、農地法第3条第2項ただし書及び農地法施行令第6条第3項第1号に規定する権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められることから要件を満たします。

3番は、新規営農を希望する借人が、3年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権3番に関連しています。

4番は、経営規模の拡大を希望する借人が、3年間借り受けてソバを栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権4番に関連しています。

5番は、新規営農を希望する借人が、3年間借り受けて野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権5番・6番に関連しています。

6番は、経営移譲年金受給のため後継者へ使用貸借による権利を10年間設定するもので、引き続き水稻を作付けするものです。

7番も、経営移譲年金受給のため後継者へ使用貸借による権利を10年間再設定するもので、引き続き果樹を作付けするものです。

議案書24ページをお開きください。

8番も、経営移譲年金受給のため後継者へ使用貸借による権利を20年間再設定するもので、引き続き水稻・果樹を作付けするものです。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転20件、貸借権等8件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第9号 非農地証明願について御説明申し上げます。

議案書25ページをお開きください。

本件は、昭和45年ごろから農地への進入路として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行うものが、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について1件、御審議をいただきますよう、よろしくお願いたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御異議が無いようでありますので、議案第9号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第9号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第10号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書26ページをお開きください。

贈与税の納税猶予に関する適格者証明願については、平成26年中に農地法第3条第1項の規定による許可を受けて一括受贈し贈与税の納税猶予を受ける場合に、税務署へ提出する申告書に証明書を添付する必要があることから、証明願が提出されたものです。

証明願がありました1件の事案については、受贈者及び贈与者とも適格要件を満たしています。

以上、議案第10号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について1件、御審議をいただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号 贈与の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。

平成27年1月20日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。これは、平成27年1月16日付けで採石事業者から香川県知事宛に、土地開発行為変更協議書が提出されたことに伴うものです。

土地開発行為を行う土地の所在は、牟礼町牟礼地区の採石場で、協議者は3社であります。開発計画の内容は、2ページのとおりで、今回の土地開発行為変更協議の主たる目的は、開発期間の延長であり完了日を平成27年2月6日から30年2月6日に変更するというものです。

現地調査を平成27年1月29日に牟礼町担当農業委員と地区担当職員で実施しました結果、採石場周辺には農地がなく、裾野に農地が多少あることから、高松市長宛には、本採石場の周辺には農地がありませんが、開発行為に当たっては、採石場の裾野にある農地の農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと、との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

します。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号については、原案のとおり意見決定し回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第12号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

平成27年1月19日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会がありました。これは、27年1月16日付けで採石事業者から香川県知事宛に採取計画認可申請書が提出されたことに伴うものです。

土石の採取場は、牟礼町牟礼地区の採石場で、申請者は3社であります。土石の採取場及び申請者は議案第11号と同一であり、本件意見照会についても高松市長宛には、本採取場の周辺には農地がありませんが、採取行為に当たっては、採石場の裾野にある農地の農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと、との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第12号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見については、原案のとおり意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号については、原案のとおり意見決定し回答することに決定いたしました。

次に報告として、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について事務局の報告を求めます。

多田農地係長 それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について御報告申しあげます。

資料3を御覧ください。

毎月の農地部会で御審議いただいた案件について、当月の22日前後に開催される香川

県農業会議へ諮問し、許可相当との答申をいただきいたものについて、平成27年1月9日から同年2月9日までに会長専決により許可書を発行したものであります。

まず、許可件数ですが、12月以前の農地部会議決分といたしまして4条が2件、5条が7件、1月議決分といたしまして4条が22件、5条が32件、合計で4条が24件、5条が39件です。許可保留件数につきましては、12月以前の農地部会議決分としまして4条は無く、5条が1件、1月議決分といたしまして4条が3件、5条が9件、合計で4条が3件、5条が10件です。取下につきましては、12月以前の農地部会議決分としまして4条は無く、5条が1件、1月議決分といたしまして4条は無く、5条が1件、合計で4条が無く、5条が2件です。

次に、許可保留及び取下の内容について御説明申しあげます。

2ページを御覧ください。

4条関係につきまして、1月議決分の7番・19番が開発許可未了で許可保留になっております。

3ページを御覧ください。

同じく1月議決分の22番が開発許可未了で許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

5条関係で平成26年4月分の21番が先ほど御審議いただきました案件で、1月20日付けで取下となりました。同じく5条関係で平成26年12月分の10番が開発許可及び直近事業造成工事未了で許可保留となっております。

次に、5ページを御覧ください。

1月議決分の2番・3番が開発許可及び直近事業造成工事未了のため許可保留となっております。また、8番・17番・18番・20番が開発許可未了で許可保留に、同じページの16番が先ほど御審議いただきいたもので2月5日付けで取下となっております。

6ページを御覧ください。

25番・31番・39番が開発許可未了で許可保留となっております。以上で今月の専決処分についての報告を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で報告を終わります。

以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成26年度第11回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後3時36分 閉会

会 長

議事録署名委員
部 会 長

委 員

委 員